令和8年11月27日

質 問 回 答 書

件名	会議ブースの購入

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	仕様書5.⑦「アジャスターとキャスターを装備していること」について 耐震性・安全性の観点から、キャスターを備えずアジャスターのみで床に固定する構造（または床面がなく設置場所の床をそのまま使用するフラット床構造）の4人用ブースは、相当品として認められますでしょうか。	認められません。
2	仕様書5.②・③「冷房（ヒートポンプ式・20～30℃設定）」について 単相100V・最大消費電力750W・最大消費電流7.5A以内の仕様であれば、ヒートポンプ式（20～30℃設定）以外の内蔵型冷房機能（例：3段階風量調整の冷気送風型エアコン等）を搭載した製品も相当品として認められますでしょうか。	ヒートポンプ式でない冷房機器についても、仕様書に定める冷房機能、電源及び消費電力等の条件を満たし、会議ブース内部の温度を適切に低下・維持できる性能を有する場合は、相当品として認めます。ただし、会議ブース外部への排熱・排気のために、追加の設備や配管等の設置を必要とする製品は、相当品として認めません。
3	仕様書5.①・④「サイズ・重量・座席」について 例示品と外寸が多少異なる場合（例：W2100×D1500×H2250程度など、4人用として同等の執務スペースを確保しつつ設置場所の天井高・面積に収まるサイズ）や、一体型ではなく独立した4人用テーブル＋ソファ構成の製品も、相当品として認められますでしょうか。	外寸が多少異なる製品についても、仕様書に定めるその他の条件を満たす場合は相当品として認めます。ただし、テーブル及び座席は会議ブース本体と一体型の製品を必須要件としております。したがって、独立したテーブル及びソファ等を組み合わせる構成の製品は、相当品として認めません。
4	仕様書5.⑧「所轄消防への特例申請等」について 設置予定場所（千葉地区 量子生命棟3階）には、建物側のスプリンクラー設備および自動火災報知設備は設置されておりますでしょうか。また、特例申請や搬入経路確認のために、応札前の現地確認または図面等のご提供をいただくことは可能でしょうか。	設置予定場所には自動火災報知設備が設置されておりますが、スプリンクラー設備は設置されておりません。そのため、会議ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置を搭載することを必須要件としております。 また、応札前の現地確認については可能です。ただし、図面の提供については予定しておりません。